

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十四号

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(県税事務所) 第三条 (略)			(県税事務所) 第三条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
名称	位置	(略)	名称	位置	(略)
広島県西部 県税事務所 (略)	広島市東区光 町二丁目 (略)	(略)	広島県西部 県税事務所 (略)	広島市中区基 町 (略)	(略)

附 則

この条例は、令和六年十月十五日から施行する。